

公 示 送 達 書

大淀町告示第 25 号

地方税法第20条の2及び大淀町税条例第18条の規定に基づき、下記の者の住所・居所が不明のため、大淀町役場税務課で送達すべき書類を保管しておりますので、受領権限を有する者には、いつでも交付します。

令和8年8月25日

大 淀 町 長 辻 本 眞 宏



送 達 す る 書 類 名	下記のとおり
送 達 を 受 け る 住 所 氏 名	下記のとおり
書 類 の 保 管 場 所	大淀町役場 税務課
注 意 事 項	※本公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものと見なされます。

	送達する書類の名称	送達を受けるべき者	
		住 所	氏 名
1	地方税法等の規定に基づく通知書	カンボジア	SAN SOKHOM
2	"	カンボジア	NIEN SOKHON
3	"	カンボジア	BUNRAN SNGUORT
4	"	カンボジア	HUO SEANGHENG
5	"	カンボジア	REAB PRO NEY
6	"	ベトナム	VU VAN TOAN
7	"	ベトナム	KIM THI BE
8	"	ベトナム	NGUYEN HANH DAO
9	"	ベトナム	LE VAN HUNG
10	"	ベトナム	VO VAN LUYEN
11	"	大淀町大字下湊660番地の1 1-505	NGUYEN THI HAI
12	"	大淀町大字下湊660番地の1 1-505	NGUYEN VAN TUAN